

平成 29 年第 2 回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

平成 29 年 2 月 21 日 (火)
西予市教育保健センター 4 階 第二研修室

II 定数

5 人

III 出席者

教育長 保木 俊司	委員 平岡 長治
委員 上甲 和博	委員 山本 恵子
委員 樋口 美和	

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	松川 伸二	教育総務課長	沖村 智
学校教育課長	禰川 桂一	生涯学習課長	中須賀敏幸
文化体育振興課長	土居 眞二	明浜教育課長	佐藤 俊治
野村教育課長	岡上 昌造	城川教育課長	塩崎ひとみ
三瓶教育課長	三好 栄二	教育総務課長補佐	上口 等
教育総務課主任	片山 裕介	学校教育課主事	竹本 明人

VI 会議の概要

1 開会

教育長 午後 1 時 30 分開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 平成 29 年第 1 回教育委員会定例会会議録について意見を求める。
平岡委員 会議録の修正箇所を指摘する。
教育部長 訂正する旨答える。
教育長 平成 29 年第 1 回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。

教育長 第1回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。

3 行事報告及び行事予定について

教育長 平成29年2月行事について報告する。

その他、2月及び3月行事予定について報告を求める。

教育総務課長 2月及び3月行事予定について報告する。

教育長 2月及び3月行事予定について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 平成29年第1回教育委員会臨時会及び平成29年第3回教育委員会定例会の開催日程について意見を求める。

教育総務課長 平成29年第1回教育委員会臨時会を3月9日(木)午前10時00分から、平成29年第3回教育委員会定例会を3月22日(水)午後1時30分から開会する旨提案する。

教育長 平成29年第1回教育委員会臨時会を3月9日(木)午前10時00分から、平成29年第3回教育委員会定例会を3月22日(水)午後1時30分に開会する旨宣する。

4 案件

○承認第1号 専決処分第2号の承認について

教育長 事務局の説明を求める。

学校教育課長 平成28年度西予市要保護及び準要保護児童生徒の認定について説明する。

教育長 専決処分について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 専決処分の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 審議の結果、承認する旨宣する。

○議案第4号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について

教育長 事務局の説明を求める。

教育総務課長 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について説明する。

教育長 原案について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第5号 西予市スクールバス運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則制定について

- 教育長 事務局の説明を求める。
- 教育総務課長 西予市スクールバス運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則制定について説明する。
- 教育長 原案について意見を求める。
- 全委員 特になし。
- 教育長 原案について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 議案第 6 号 西予市ギャラリーしろかわ運営審議会規則の一部を改正する規則制定について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 城川教育課長 西予市ギャラリーしろかわ運営審議会規則の一部を改正する規則制定について説明する。
- 教育長 原案について意見を求める。
- 全委員 特になし。
- 教育長 原案について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 議案第 7 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 教育総務課長補佐 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について説明する。
- 教育長 原案について意見を求める。
- 平岡委員 平成 29 年第 1 回教育委員会定例会で指摘した事項について、整理され適切なものができている旨述べる。
- 教育長 原案について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 5 協議・報告事項
- 教育長 要保護及び準要保護就学援助の認定基準変更について説明を求める。
- 学校教育課長 現在、子育て支援の一環で要保護及び準要保護就学援助の認定基準の変更に向けて作業を進めているが、平成 29 年度当初予算が確定しておらず、当初予算の確定を待つと保護者への認定手続きに係る通知が遅れてしまう。基準の変更をスムーズに行うための作業状況を説明する。

就学援助制度は、学校教育法第 19 条に基づいて実施している事業である。

要保護者は、生活保護法に規定する生活保護を受給している世帯で、教育扶助の対象とならない修学旅行費等を教育委員会が就学援助で支給しており、就学援助費の一部は国庫補助の対象になっている。

その要保護者に準じた各自治体が認める者として準要保護者がある。要保護者は生活保護という全国共通の基準があるが、準要保護者は各自治体によって基準が異なっている。

西予市の要保護及び準要保護の認定状況について、要保護及び準要保護の認定を受けた就学援助認定者は、平成 27 年度実績では児童生徒数 2,694 人のうち 168 人、認定割合は 6.23%で、平成 28 年度は 1 月末現在で 5.68%となっている。平成 27 年度の県内平均割合は、児童生徒を合わせた全体で 9.32%、県内最高値は松山市で 14.89%、最低値は砥部町の 4.69%になっており、西予市の認定割合は県内で下から 3 番目となっている。

西予市の準要保護の認定基準は、「西予市要保護及び準要保護認定基準」の訓令で規定している。

1 つ目の基準は、「当該年度内に生活保護の停止又は廃止の措置を受けた者」で、この基準で該当となる者は年間で 1 人か 2 人程度である。

2 つ目が「世帯の合計所得が認定基準額以下である者」となる。認定者のほとんどがこの基準に該当している。西予市の認定基準は以上の 2 つの基準となっている。

愛媛県内の準要保護認定基準をみると、生活保護基準額に各自治体で定めた係数を乗じて認定基準額を設定しており、西予市は係数を 1.0 倍としているが、1.3 倍や 1.5 倍という係数を設定して、基準額を高くして認定されやすくしている自治体もある。

他に認定基準額による認定ではなく、市町村民税の非課税や児童扶養手当の支給等の措置を受けている場合を認定するという自治体もある。

その他、独自の認定方法を設定している自治体もあり、愛媛県内の自治体で認定基準は様々である。

他自治体の状況を踏まえて、準要保護の認定基準を検討した結果、県内平均レベルまで認定割合を上げることができるような案としている。

- 教育長 西予市の準要保護の認定基準が厳しいことから、基準を緩和して援助できる人を増やしていきたい。それは「西予市要保護及び準要保護児童生徒認定基準」で規定しているため、いずれ改正に向けての審議をお願いしなければならない。一方で、平成29年第1回西予市議会定例会へ予算の上程をしており、議会の議決を待たなければ正式な規定の改正を教育委員会へ議案上程できる状況にない。しかし、来年度の支給に向けて準備も進めなければならないため、早めに説明をさせていただき、教育委員の皆様の理解をいただいたうえで準備を進めたいと考えている旨述べる。
- 平岡委員 今回の改正案の中に国民年金の保険料の減免を受けた者という基準を入れている。県内自治体の認定事由の状況を一覧表にした資料には国民年金の保険料の減免という項目はないが、西予市独自の認定基準として入れているのか問う。
- 学校教育課主事 資料の記載漏れであり、県内自治体においても国民年金の保険料の減免対象者を認定する基準はある旨答える。
- 教育長 平成29年度就学援助認定に係るスケジュールについて説明を求める。
- 学校教育課主事 説明した案に変更する場合、認定基準を定めている訓令及び「西予市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱」の2つを改正する必要がある。その改正案の資料を添付している。この改正案を次回の第3回教育委員会定例会で議案として上程する予定である。しかしその後、平成29年度の審査を始めたのでは、認定が遅れて給食費等の支払いまでに間に合わないことで保護者に負担がかかる。例年であれば、この時期に申請、担当者の審査を行い、3月の教育委員会定例会で次年度の認定に係る議案を上程していたが、今年度は基準の変更ということで例年よりも1ヶ月程度事務が遅れることになる。
- 教育長 そのため、3月の基準等の改正に先立って、保護者に周知して申請書の取りまとめをしたく、議案の上程前に協議いただいたことを説明する。
- 教育長 予算の成立を待たずして、予算の成立を前提に事務を進めること自体は、他の事務においても行われていることで、その点においては問題ないと思っている旨述べる。
- 全委員 要保護及び準要保護就学援助の認定基準変更について、説明したとおり進めていいか問う。
- 全委員 異議ない旨答える。

6 その他

教育長

その他の件について意見及び報告を求める。

生涯学習課長

1月の下旬に文部科学省から平成28年度優良公民館表彰を遊子川公民館が受賞したとの通知があった。遊子川公民館は、優良公民館のうち特に優良な公民館5館に選ばれ、3月1日に文部科学省第二講堂において表彰されることになった。表彰の場において、その活動の発表を行い、最優秀公民館を目指すこととしている。

優良公民館に選ばれた評価のポイントとして、学習会「遊子川地区社会教育セミナー夢かけるフォーラム遊子川」を27年間継続してきた取組み、地域資源を活用して木工文化を導入したこと、地域住民手作りの自主映画を製作したことなど、地域のコミュニティ力の向上や持続可能な住民活動に大きな成果が上がっている点が評価されたと分析していることを報告する。

全委員

特になし

7 閉会

教育長

午後2時20分閉会を宣する。

議事録署名

以上、平成 29 年第 2 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

平成 29 年 3 月 22 日

教育長

保木 俊司

教育委員

平岡 長治

教育委員

上甲 和博

教育委員

山本 恵子

教育委員

樋口 美和